

尼政推第2220号
尼財第2630号
尼行管第3600号
令和元年9月3日

各局室長様

市長

令和2年度予算編成方針について（通知）

本市の人口動態は3年連続の社会増となり、その中でもファミリー世帯の転出超過も改善しており、また、本市のイメージが向上しているといった調査結果が得られたことに加え、本年3月には市民等の期待・関心を集める中で、尼崎城が一般公開されました。

そうした中、「後期まちづくり基本計画」において、重点的に取り組んでいく「主要取組項目」を推進するにあたっては、こうした傾向を更なる好循環につなげるべく、「訪れたい」、「住んでみたい」、「住み続けたい」まちに向けた取組を重視します。

一方で、団塊の世代が2025年に75歳以上の後期高齢者に到達し、また、少子化の影響により、急速な高齢化と生産年齢人口の減少が進むことから、中長期的な視点でその対策を図るため、一層の高齢化を見据えた「住んでよかった」まちに向けた取組を進めなければなりません。

また、財政運営面では、これまで上向きで推移してきた国内景気の動向が不確実性を増す中、一定の進捗が見られている財政の健全化を確実なものとするため、実質的な収支均衡の確保や大きな課題となっている将来負担の抑制等について、これまでの取組を間断なく進めていく必要があります。

そうしたことから、「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」の最終目標に掲げる「持続可能で柔軟な行財政基盤の確立」に向けては、施策評価での確認等を踏まえ、歳入確保、事業の改善・見直しに積極的に取り組むとともに、市民サービスの維持・向上を目指し、より一層PDCAを意識した選択と集中を図る予算編成を行います。

1 令和2年度当初予算編成に向けた基本的な考え方等

平成30年中の人口は、3年連続の社会増となり、また全地区においても社会動態が増加に転じたことに加え、市民意識調査における「本市のイメージが良くなった」と感じる人の割合が前年度に比べ15ポイント以上と大幅に上昇するとともに、「本市を訪れた人（観光客入込客数）」も約15万人増加するなど、本市を取り巻く状況には変化の兆しがみられる。

加えて、本市の最重要課題である「ファミリー世帯の定住・転入促進」の成果指標である転出超過数は改善傾向にあり、この機を的確に捉え、「学校教育」や「子ども・子育て支援」における課題の解決に向けた取組を進めるとともに、本年3月には、尼崎城が一般公開され、本市への注目・関心が高まる中、城内地区をはじめとする地域資源を活用した魅力の創造と発信に取り組んでいく。

さらに、単に尼崎で暮らすだけではなく、主体的に「まち」に関わる人を増やすことを目指し、これまでから取り組んできた「自治のまちづくり」を加速させる。

また、人口構造に着目すると、今後とも急速に高齢化が進行していくことが見込まれ、さらに、単身高齢者の割合が近隣都市と比較して高いという実情を鑑み、2025年という近い将来に到来する高齢化のピークを見据え、高齢者支援においては、とりわけ介護予防・認知症対策について充実を図る必要がある。

その一方で、経済情勢に目を向けると、米中の貿易摩擦に伴う世界経済の減速や消費税率の引き上げの影響など、国内景気の動向が不確実性を増してきており、これまでは増加傾向にある市税収入の減など、本市の財政運営にも影響が生じることが懸念される。

そうした中、財政の健全化を着実に進め、「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」の最終目標である「持続可能で弾力性のある行財政基盤の確立」を達成するためには、本市の厳しい財政状況を踏まえ、中間総括に掲げる財政規律を毎年度遵守し、財政目標を令和4年度に達成しなければならない。

収支面では、令和2年度に、財政規律に定める「先行会計繰出金を除いて実質的な収支均衡」を確保するためには、更なる構造改善を推進し、約4億円の収支不足額を解消する必要がある。

また、将来負担については、既に着手・計画中の投資的事業を踏まえると、かろうじて令和4年度の財政目標を達成できる見込みであることに加え、中長期的な視点では、新ごみ処理施設の整備や本庁舎の建替等の避けることのできない大規模な投資が必要となることから、計画性のある財政運営を確保するためにも、今後の投資的事業の厳格な調整と退職手当債等の早期償還による抑制を図らなければならない。

こうしたことから、喫緊の課題解決に向けた政策と財政健全化に向けた取組の推進の両立を図るため、新たに財源を要する取組や構造改善の推進については、次の基本的な考え方に基づいて予算編成を行う。

(1) 令和2年度に向けて特に重点的に取り組む項目

次に掲げる項目について、限られた財源の範囲内において、予算の重点配分や体制整備を行う。ただし、配分する財源は、これまで以上に厳しい状況にあることから、優先順位を見極める中で案件を厳選する。

なお、次に掲げる項目以外の取組については、スクラップ&ビルドの考え方にに基づき、各局室の創意工夫のもと、更なる改善と充実を図る。

◆学力向上対策、いじめや体罰の根絶、困難を抱える児童生徒への支援

(主要取組項目：学びの先進都市の推進)

- ・学力面での全国平均との差が埋まりつつある中、更なる学力向上を図るため、授業の質の改善に向けた取組を進める。
- ・安全・安心な教育の提供をすべく、いじめや体罰の根絶に向けた取組を進める。
- ・福祉的観点から困難を抱える児童生徒へ効果的な支援を行うべく、教育相談体制（スクールソーシャルワーク）の更なる充実を図る。

◆待機児童対策、ひきこもり青少年の支援

(主要取組項目：子どもの育ちと活動への支援)

- ・保育施設等においては、未だ待機児童の解消には至っておらず、引き続き、需給バランスを踏まえながら、施設整備や保育士確保の取組を進める。
- ・ひきこもりの重篤化や長期化を防止するため、その支援にあたっては、民間の創意工夫等によって高い成果が得られるよう、効果的に取組を進める。

◆地域力を支える仕組みづくり、地域における防災体制の充実支援

(主要取組項目：自治のまちづくりの推進)

- ・「生涯学習プラザ」を自治のまちづくりを支える拠点とし、地域資源の情報共有・連携を図る仕組みを構築し、学びと活動が循環する地域づくりに取り組む。
- ・自治のまちづくりを推進していく中で、これまでから課題となっている要配慮者（災害時要援護者）を支援する取組を強化する。

◆地域資源を活用した魅力創造・発信（歴史館機能（新博物館）など）

(主要取組項目：市民とともに取り組むシティプロモーション)

- ・尼崎城の一般公開や、令和2年度の歴史館機能（新博物館）の開館など、本市への関心が高まる機運を捉え、地域資源を活用した効果的な魅力創造・発信や地域経済の好循環を意識した取組を進める。

◆介護予防・認知症対策（主要取組項目：地域と支える高齢者支援）

- ・今後とも急速に進行する高齢化や、単身高齢者世帯が多い本市の実情を踏まえ、高齢者支援において、介護予防・認知症対策の充実を図る。

(2) 投資的事業の調整

投資的事業については、令和4年度までに達成すべき将来負担の財政目標をかりうじて達成できるという厳しい見通しを踏まえ、原則、公共施設マネジメントに係る取組をはじめとする既に着手・計画中の事業を最優先とし、事業量や実施時期等の調整を行う。

(3) 構造改善の推進

・歳入確保に向けた取組

市税をはじめとする主な歳入について、尼崎市債権管理推進計画に基づく取組等を重点的かつ着実に推進し、収入率の向上や収入未済額の縮減に努めるなど、これまで以上に積極的な歳入の確保を図る。

・歳出抑制・事業改善に向けた取組

歳出抑制・事業改善に向けた取組については、施策評価結果も踏まえる中で、前例踏襲という固定概念から脱却し、既存事業の再構築、改廃や、業務執行体制の見直しを踏まえたアウトソーシングによる民間活力の活用など、積極的な歳出の抑制及び事業の改善を図る。

なお、各局室による主体的な事務事業の見直しを図るため、人件費、扶助費、投資的経費などを除く、裁量的な経費については、令和元年度当初予算の一般財源額をベースとした「枠配分予算」を実施する。

(4) 公共施設マネジメントの推進

公共施設マネジメントに係る取組については、とりわけ、施設の「圧縮と再編」を図るにあたり、令和元年7月に策定した「今後の具体的な取組」を着実に推進するため、当該計画において令和2年度に取組を進めるものについては、早急に地域や関係団体等と協議・調整を進めるとともに、必要な予算計上を行う。

※ あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトに掲げる財政規律・財政目標

更なる構造改善の推進		計画的・戦略的な基金の積立	
財政規律 ①	相応の外的収支悪化要因がない限り、中期目標で達成した水準である「先行会計繰出金を除いて実質的な収支均衡」を維持する。	財政規律 ③	収益事業収入及び土地売却収入については、収支に組み入れず基金積立を基本とするほか、財政収支上の剰余金については、財政調整基金及び減債基金の積立に活用する。
財政目標 ①	更なる構造改善の推進に向けて、プロジェクトの後半5年間で少なくとも15億円の構造改善に取り組む。	財政目標 ③	不測の事態に備えるとともに、より弾力性のある行財政運営に向けて、財政調整基金の拡充を図る。
交付税措置を重視した市債管理		更なる将来負担の抑制	
財政規律 ②	行政改革推進債や退職手当債などの市債に依存しない行財政運営を維持するとともに、交付税措置のある市債の活用を基本とする。	財政規律 ④	通常事業の市債発行額は元金償還額以内を基本とする。
財政目標 ②	減債基金（公共施設マネジメント計画に係る積立を除く）を活用し、行政改革推進債や退職手当債などの市債について早期償還を進める。	財政目標 ④	将来負担の抑制については、プロジェクト策定後に拡充された交付税措置を加味して最終目標である目標管理対象将来負担1,100億円以下を達成する。

2 効果的・効率的な職員定数管理

各施策を有効に展開していくために、施策評価に基づく事業の再構築と連動した職員定数の調整を行い、効果的かつ効率的な人事・組織マネジメントを推進し、限られた人的資源の中で、新たな市民ニーズや行政課題への対応を図ることとする。

そのためには、更なる業務の効率化に加え、アウトソーシングの導入や会計年度任用職員制度導入に伴う執行体制の見直しをより一層進めることにより、これらによって生み出される人的資源を必要な部門へ投入する（スクラップ&ビルドの手法）こととする。

また、RPA・AI等の導入による業務のシステム化等、費用対効果を踏まえる中で抜本的な業務手法の見直しに係る検討を行い、体制のスリム化に向けた取組を進めていく。

(1) 施策評価と連動した定数調整

施策評価結果に基づいた事業の再構築（廃止を含む。）を行うものについては、その結果に基づき職員定数を調整する。なお、総合計画の施策分野に該当していない事業の再構築（廃止を含む。）についても、政策調整を行うものは、その結果に基づき職員定数を調整する。

(2) 事務の効率化等により財政的効果が見込まれる取組に係る定数調整

上記(1)の項目以外で、将来的な事務量減や効率化等が見込まれる取組や、人件費を含めた財政的な効果が生み出せる取組については、その業務量等を十分に精査する中で、職員定数を調整する。

(3) “あまがさき”行財政構造改革推進プラン後年度実施項目及びあまがさき「未来へつなぐ」プロジェクト既計上項目並びに定数削減の継続検討項目に係る定数調整

プランに計上している後年度実施項目及びプロジェクトに計上している実施項目に係る職員定数については、既に効果額として算定している内容を基に調整する。

また、定数削減に向けて継続して検討・調整してきた項目に係る職員定数については、その経過等を踏まえる中で、引き続き調整する。

(4) 特定の業務を遂行するため、過去に職員定数の配置を行った項目等に係る定数調整

期間限定で職員定数の配置を行った項目については、当初予定していた期間満了年度をもって、配置していた職員定数を解消する。

また、一定の行政目的を達成するまでの間、配置を行った項目については、その達成の度合いや現時点での必要性を十分に踏まえた上で、配置していた職員定数を解消する。

その他、当初の予定に比べて十分な成果をあげていない項目については、その必要性を改めて精査する。

(5) 上記以外に係る定数調整

上記(1)～(4)の項目に該当しない職員定数の変更については、各部局の主体性や自由性をより高め、業務の円滑な遂行に向けたマネジメントの強化の観点から、上記(1)～(4)の項目に該当しない職員定数を上限とする中で、各部局においてスクラップ&ビルドにより対応するものとするが、変更内容について、総務局において確認を行う。

なお、職種の変更が伴うものについては、事前に総務局と協議を行うものとし、そのうち組織改正を伴うものは別途調整する。

3 議会からの施策等に対する提言

市議会において施策評価などを用いた審査が行われることを踏まえ、議会からの施策等に対する提言などへの対応について、予算編成過程の中で調整する。

4 今後のスケジュール

項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規拡充事業 投資的事業 行財政改革項目		新規拡充事業・行財政改革項目の提案調書締め切り 総合政策局査定・確認	市長・副市長査定・確認	予算整理 主要事業(素案)公表	パブコメ	主要事業(案)公表	
予算編成	予算編成方針の発信	予算要求書締め切り 資産統括局予算査定・枠配確認			市長・副市長査定	当初予算(案)公表	
職員定数		定数要求書締め切り 総務局定数査定		市長・副市長査定	定数整理		

以上